

てきました。これまた今後おそらく問題になると思うのであります。その場合にこれを当然市町村の責務として、市町村がそれらの万般のこととを處理するといふことにするとどうか、という点が、第一に問題にならうかと存じます。もとより市町村が、地方の最も基本的な公共団体といたしまして、そのような機能を果たすようにいたしているべきである、かように存するのであります。しかしながら今日の市町村といふものはそこぶる区域が広大であります。そのため、各地の事情は非常に異なっております。また住民の大部分が必ずしも農用地の改善等とは直接利害関係を感じないのみか、むしろ商工業的な発展、住宅地化等に力をいたして、土地改良に対する投資に非協力的であり得る場合も相当あると考えなければならぬかと存じます。その上また河川法の改正が成立いたしますと、市町村が一二級河川以外の河川を管理することにならうかと思います。この市町村が、一面においては土地改良の中核体となることも利点はたくさんあるうございます。しかしながらまた半面からいいますと、最も旧来からとの水利関係上問題のある農耕地の関係といふものが、同一の人格によつて、またことに投票権の大多数が農業者以外の者にあるといふ、そういう市町村の理事者によつて行なわれる場合に、これをそのままにまかせておくと互によく知り合つて、利害を共通にするようなどころで、しかも農業經營等各般の關係をよく調整をはかつて、そ

して土地改良を進めていくといふよ
な機構のほうが、中核体として適当で
はないか、かようにも思うのであります
。したがいまして流域別に農用地の
関係者が自主的に総合的な土地利用の
中核体、責任組織を形成するというう
る道を開いていくということも、今
から、それに連合するもの、あるいは
合併もしくは分割によって適当なもの
に改編していくといふようなことが考
えられてしまふべきではなかろうかと
いう論議もありました。これらも今後
研究されるべき問題であろうかと存する
のであります。

また先ほど申しました旧水利組合、
その他広い地域にわたる用排水関係等
を行なう組織としては、今日の土地改
良区のようすに直接農用地の関係者を組
織員とする、そういう組織でよろしい
かどうかということが問題であろうかと
存するのであります。ことにその区
域内には農用地の改良に熱意を持たな
い小規模の經營者がはなはだ多く、往
来の方式ではいろいろと困難が伴ら
し、あるいは直接の受益地でないと思
われる従来からある用排水施設とか、
あるいは水利系統といふものをも合わ
せて転換し、改編整備を行なう必要が
ある場合が、今後ますます多くなつて
くるであろうと存せられます。したが
いましていわゆる受益地という観念
が、必ずしも明確でないであらうと思
うのであります。したがって今後広範
囲にわたる水利事業等につきまして
は、あるいは土地改良区の連合体と
か、またある種類の説いたしまして

は農業水利公社といったような組織いたしまして、土地改良区等の出資とあるいは水利権設定等による方法と、いったものを兼ね合わせまして、適正な機構として運営していくことが必要であるうかと考えられます。今後農田地の転用等が進むなど、事情の変更等がある場合にも、その水利権を他に売却するとか、あるいは施設を兼用させる等の必要もあります。またそれに適合した機構を今後考えていくといふことが必要となるのはなかなかうか、かように存じております。

他方、いわゆる区画整理とか小規模の土地改良のときは、多くは一応工事と換地処分が終了いたしますると、あえてその団体を存続せしめなければならないというものでもない場合がきわめて多いと思うのです。したがいましてそのような場合につきましては、今までの土地改良区といふものは異なつたあるいは土地改良組合などと称せられるよう簡易な機構をいたしまして、そして設立及び解散を容易にして、その事業が終えたならば、前述いたしました中核体等に引き継いでいくような措置をも講じ得るような道を講ずることも、今後研究されるべき問題ではなかろうか、かように考えております。

なお今後全国各地におきましてはます工場誘致、住宅地化等、農用地の転用を欲する向きが多くなってきました。また土地改良に熱心の度が少くならぬ、あるいはことに転用等が土地改良をやれば阻害されるのではなかろうかというようなことをおそれる向きもあります。かうかと存じます。かようなことをいろいろ考えてまいりますと、今後の土

地改良に関する末端機構といふもの
は、この実情に即して円滑適正に実施
し得るよう、制度の整備をはかるこ
とが必要になつてくるのではないかと
かといふことも考へられるのでござい
ます。また実際問題として介在地等
共同に道路や用排水施設、護岸等を施
設しなければならない場合がむしろ多
いかも知れない。あるいはいろいろな
事情を考えると、土地改良区などは転
用地等をも含めて、いろいろの関係を
兼ねて行ない得るような組織とし、ま
た場合によつては、介在地等について
もある共通の道路とか、あるいは護岸
とか、あるいは水利改良施設といふよ
うなものは、共通に強制しても行ない
得るような道を開くことが必要となつ
てくるのではなかろうかということを
考へております。その点についての今
回の改正がどの程度用意されておるか
ということにつきましては、詳細に承
知しておらないのをございますが、今
後の課題として研究されなければなら
ない問題ではなかろうかとも存するの
であります。特に広範囲の旧水利組合
などといふものは、工場等の発展ある
いは住宅地化というようなことにつれ
て、あるいは地方の開発上、水利権の
一部を他に転用することを必要とする
ような場合、また周辺の工場、宅地等
の造成による用悪水の防除の必要か
ら、土地改良を必要とするといふよう
な場合も多々起ります。これらの
点についても、いわゆる土地改良
事業が他の事業を兼ね合わせて行ない
得るような制度を開いて、適宜処理
する道を開いていくことが必要ではな
からうか、かように存じておるのでご
ざいます。

また他面から申しますと、区画整理等小規模の土地改良の場合はいざ知らず、土地改良区のことき中核体として存続すべき機構等におきましては、園地農用地の面積の三分の二以上の同章があれば、設立とか譲決を行ない得るよう改めることも、一つの課題として研究さるべき問題ではなかろうかと考えるのでございます。また国営とか道府県営等の事業のことき広区域の土地改良事業の場合に、関係地域の農用地の関係者の大多数の同意を必要とする今日の制度、そのことについては、今後といえども趣旨としては尊重すべきものであらうと存じますが、前述いたしましたように、直接の受益地以外の土地との水利関係その他を総合いたしまして、切りかえ切りかえをやつて改修整備を行なっていくいろいろなことをも考えてみますと、かような仕組みでいくことが必ずしも必要ではなくて、関連の土地改良区の、つまり中核体となるべき土地改良区の同意を得て、それでもって受益地三分の二の同意にかえるとか、あるいは一部直接費用負担をする分については、その三分の二の同意を得るが、他の部分については適宜な処置を講ずるというような、何かその辺のくふうも今後研究されるべき問題ではなかろうかといいうような課題を従来とも持つておつたのをございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

を兼ねて行なうとか、あるいは受益関係等が不明確な場合があること等をいろいろ考へ合わせてまいりますと、必ずしもかような直接賦課徵収の前提のもとに、土地改良区その他の制度を組み立てるということを固持する必要もないのではないかろうか、これは逆に申しますと、いろいろまた弊害もあります。その弊害をこれから研究いたしまして、適当な措置を講ずることが必要ではなかろうかと存するのでございます。

最後に一言申し上げたいと思ひますのは、國家の補助、助成あるいは負担ということに関連をいたすことではございますが、土地改良の受益というふと、あるいは土地改良の利益というふとをいかに理解をしてまいるかといふことが、今後ますます問題にならうかと存するのであります。このことはおそらく國が土地改良の長期計画をお立てになり、それを実施してまいるということになりますと、だんだん総合的に明確になつてくると思ひますので、これまでいま先走つてことで申し上げるということについてもいかがなものかと存じますが、従来ややもすれば土地改良の直接の効果、すなはち生産性の向上あるいは増産というものが、当該個人もしくは当該地域に及ぼす影響というものをもつて、経済的効果と考えてきたと思われる節があります。私どもその点について非常な従来から疑問を持つておるのでありますと、一体国家が今後必要な土地改良を推進しなければ一体それが一番困るまいるというのほどに最大の原因があるか、これはひっくり返して申しますと、国家的規模において土地改良を

か、一番困る人はだれだ、それは当該の土地改良に関連する農業者諸君はもとよりそれを行なわなければ困ることは申すまでもないことはござりますが、さらに大きく考えてみると、日本の國の輸出入貿易の關係あるいは労賃の關係、その他各般の關係から見て、農産物の価格の上昇、需給の逼迫、いろいろなことを総合してみますと、むろろ困る者はその方面にあるのではないかろうか、こう申しますと受益關係として最大なものはあるいは國家であり、消費者であり、あるいはその他一般公益といわれる向きにあるのではなかろうか、こういう点についての見解を今後はつきりして下さいということが、土地改良の諸般の制度を組み立てていく上に、またことに國の長期計画を実施していく上において重大なことではなかろうか、かように感じておるのであります。

に、また農業者が不^ト当に負担を、つま
り他の原因者のものを土地改良に関係
する農業者だけが負担することのない
ように、たとえば道路法や河川法等に
おける原因者負担とかいったようなこ
とに相^シ通じたよ^リうな一つの関係を考え
る。したがつて私いまで申しました
ことをもう一べん繰り返してみます
と、土地改良事業というものを、いわ
ゆる道路とか河川というものに共通し
たよ^リうな一つの公共事業としてさらに
検討して整備をするべき部分が、末端
の土地改良に至るまであり得るのでは
なかろうかといふことも申し上げてみ
たいと思います。

○高見委員長 次に安部参考人。

○安部参考人 私、安部でございまます。今回御提案になつております土地改良法の改正案につきましては、農業者の久しい希望でございまして、私どもは去る三十六年に農業基本法が制定されるということで、地方の土地改良連合会の御援助をいただいて、土地改良法の改正の要望をまとめまして、これを国会あるいは政府に要望したのであります。幸いに自民党的政調会の中には、土地改良制度の小委員会が置かれまして、一昨三十七年の二月に第一回の会合が開かれましてから、回を重ねますこと十五回、昨年の二月に約一ヵ年を費やしまして、その間にまとまりましたものが、農林省当局からそれぞの機関に折衝されまして、今回御提案になつたわけであります。先般の政府の提案理由の説明にもございましたように、昨年の通常国会、さらに臨時国会に提案をされましたが、審議未了になりましたことは、私ども非常に遺憾といたしております。

御承知のように昨年の通常国会には、本改正案と相前後いたしまして、河川法の提案がなされました。私どもといたしましては、予期していくなかつたのでございますが、この際に私は河川法の改正案に対しまして、通常国会の建設委員会に農業団体の責任者として、意見を申し述べたのであります。その内容は、ごく簡単に申し上げますと、河川の川床を中心とした管理の問題、さらには水利権の許認可の問題、第三に慣行水利権の問題、それから河川改修と土地改良区とのいろいろ関連の問題、最後に河川審議会の問題等に触れたのであります。さらに昨秋、これ

は臨時国会におきまして池田総理が開会の勢頭に、農業に対しまして革命的施策を推進すると言われまして、農業者は非常に大きな期待を持つておつたのです。しかし三十九年度の予算を拝見いたしましたが、それから基盤整備事業に対しまして補助あるいは融資等の内容は、私は遺憾の一言に尽きるのではないかと考えておるのであります。

以上の理由のもとに、今回の改正案がほとんどそのまま提案されましたことは、農業者の期待にいささかそむくものがございます。この改正案が相当複雑多岐にわたつて改定案であるということも承知いたしております。そこで私は以下、土地改良事業の全般にわたる問題点なり、農業者の要望事項というものを取り上げまして、皆様に十分な御意見をいただき、その上でできるだけすみやかにこの改正案の御審議を念願してやまないものであります。

まず第一点に長期計画の問題でござります。長期計画につきましては今回法律の中に一章設けられまして、政府がその樹立の義務を負いましたことは、本法が今までの手続法的性格から躍進したということにつきましては、敬意を表する次第であります。もちろん計画の樹立にあたりましては、関係行政機関なり都道府県知事の意見を聞いて、かつ農業基本法に示される諸施策遂行の趣旨に沿つて、計画的に施行されるものと思いますが、私は今まで土地改良に關係のあります各特殊立法地域の審議会にも関係しておりまして、これらの審議会が発足後二回にわたつていずれも会期の延長をい

たし、すでに十二、三年を経過してお
りながら、事業の進度と申しますもの
は審議会の要請とは全く相反した事情
にかんがみまして、今回の長期計画の
実施に対する基本方針といふものを明
らかにしておく必要があるのではないか
かと思うのであります。

次の問題でござりますが、事業は大体上、土地改良事業は、ただいまお話をございましたように、その公共性といふものが非常に論議されておりまます。今回の改正案にはその御苦心のあとがよくわかるのでござりますが、しかし今まで三分の一以上の同意をとつて、申請主義で土地改良事業が成立するという考え方が先行して成案されておるものと私は考えております。そこで私は現在わが国の非常に枢要な土地改良区の施設、すなわちいままでの普通水利組合の仕事が主でござりますが、これは戦前の地主中心時代の組合から変わりましたそのもので、その内容はいずれも公共性が強く、その施設が地域全般の住民の生活とは切り離すことのできないものと言つても、私は過言ではないと思つております。しかし農地改革によりまして、耕作農民を中心とした土地改良区が生まれましたが、この耕作者がどこまでこれら公共的施設に対する負担が可能かどうかということが一つの問題になると思うのであります。それは一つ、排水問題を取り上げましても、また用水問題を取り上げましても、各土地改良区にはそれぞれ問題がござります。また最近の農業道路一つを取り上げまして、非常に大きな問題があるのであります。この農業道路の改修が、私はい

まの農業近代化には、一番近道ではないかと思つております。しかし皆様御承知のとおり、その補助率は本年度から五%上がった三五%で、その残りが耕作者に負担ができるでしょうか。こういう点は非常に私は疑問を持つております。

さむないでいたいの仕事の採択基準でござりますが、これは基準を引き下げることの要望はきわめて多いのであります。さらに今日盛んに実施されております構造改善事業の中の基盤整備事業と、農地局所管の基盤整備事業の補助率の食い違いの問題、あるいは団体營だけで基盤整備が完了する地域の農業者の負担、あるいは国営、県営、團體營等をやらなければ、基盤整備ができないとところの農業者の負担の大きさを食い違い等、これらの補助制度はきわめて複雑多岐にわたっておりますが、これらの補助制度を再検討を行なわなければ、農業者は非常に困つてゐるのではないかということが考えられるのであります。

いろいろ民間に対しまして低金利政策を叫んでおりますが、土地改良事業に対しましては依然としてそのままの現状ははなはだ遺憾であります。私はここにいろいろの地区的な事情を拝見いたしましたと、反当たりの償還金が非常に大きい地区もござります。したがいましてこれはある一定限度を越すものに対しましては、農業経営の安定上、金利の引き下げか、あるいは償還期間の大幅延長をするように、農業者の事情も十分に考慮してもらいたいということを希望いたすものであります。

次に四番目といたしまして、土地改良工事の特別会計の再検討でございまます。これはちょうど三十八年度が特別会計が始まりましてから第七年度に当たつたのであります。特別会計は当初七ヵ年完了で着工いたしましたが、いずれも完了いたしておりません。これは特別会計の制度ができましてから基本法も制定しておるたてまえから、受益者たる農民は非常に納得しかねている問題でござります。さらに国営がん排事業におきましては、事業費は一般は六割補助でござりますが、この特別会計は五割八分の補助とそれに預金部の出資でまかなわれておりますが、預金部の金利が二回にわたって引き上げられていてる点は、当初の趣旨とも非常に異なつておるものであります。今日農業者は預金部の金利の引き下げか、あるいは国庫補助率の引き上げというものを強く希望しておるような次第であります。

次に五番目といたしまして、土地改

防除のようなら、各種の防災的仕事の府県営あるいは市町村営に対します起債といふものが非常にうまくいきませんで、受益者なりあるいは事業の施行の当局は困っています。これらの仕事に対します起債というものは、何かスマーズにいくような特別の処置をお願いいたしたいのです。

第六の問題は、土地改良事業の先行投資の問題であります。今日のように土地改良事業がいろいろとその他の仕事をと関連が起きてまいりまして、たとえば水資源の問題は非常に急を要するというような場合に、あくまで一緒にやらなければならぬというような土地改良事業につきましては、農民はなかなかそれまでの負担ができませんので、先行投資の道を講ずるような措置をお願いいたしたいのです。

第七番目の問題といしまして、受益農民並びに系統団体の資金の土地改良事業への投入でございます。先ほど申し上げました長期計画の実施にも関連があるのであります。土地改良事業は農業の中で最も長期で低利で、しかも大量の資金が必要といったのであります。去る三月六日当委員会におきまして服部参考人の口述に、昨年の暮れの農家の貯蓄は一兆五千六百億円に達したが、全国民貯蓄のわずか5%くらいにしか相当していない、しかも農家は自分の農業にはほとんど投資していないといふことを言われておりました。これは私も農家が自分の農業にとかく投資していないといふ事情はよく知っております。これはいわゆる投資をするシステムがないのではないかと、いうことであります。そこで私は元利を保証し、あるいは利子を補給すること

とによって、受益地内の事業に投資して事業の促進をはかるようなシステムができれば、これがほんとうの農業基本法の趣旨ではないかと存じますので、十分にひとつ御考慮を願いたいと思うのであります。

第八点といたしまして、事業費の受益者賦課につきまして、今回の改正案中では、これは一番重要な問題ではないかと思つております。まず賦課の相手方に対しまして、第三条に規定するもの、その他省令の定めるものとございますが、その省令の内容は私はよくわかりませんが、まず最近の農地の転用といふものは、いろいろのいただきました資料から拝見いたしましたが、非常に激増をきわめております。したがいまして土地改良区の組合員の脱退といふものは次第に多くなって、残された組合員の負担はおのずから限度があり、したがいまして、一方においては各種の基盤整備事業の完成に相当の年月がかかり、事業効果は遅延するということで、土地改良区内の事情といふものはますます複雑に相なつておるのであります。特に農用地と農用地以外の土地につきましては、用排水なり、地下水、これに関連いたします施設、その他農道、堤防、防風林等に対しまして、その利害の相関連する場合におきまして、その利害を調整する機關といふものもございませんし、それが市町村議会にまかされたような形、さらに土地改良区が数カ村にまたがつておるような場合に、一カ村でも不調に終わったような場合の調整等、いろいろな問題がござりますので、これが行政処置には万全を期するようにお願いいたしたいのであります。その上、公

共用地に対しましては負担の不可能な問題、あるいは団体運営の仕事でも、市町村営以外には非農家からのこれらの負担の徴収が不可能な問題等、数々の問題が残っておりますので、十分にこの点のお取り扱いには御指導をお願いする要があると思います。なお公共用地なり、利害不特定の地帯に対しましては、先ほどもお話をございましたように、この地帯の負担は特別交付金の考慮が当然なされなければならぬと思うのであります。

九番目といたしまして、土地改良施設に対する維持管理と水の問題でございまして、施設なりこれらの維持管理費につきましては、前項の事業費の受益者賦課について申し述べたと同じことが言えるのであります。特に土地改良事業をやつて、最後の問題は管理費が非常に安くなるということが目的でございます。したがつてさきに申しましたように、補助の問題、融資の問題、あるいは採択条件の問題等いろいろな問題が起つてくるのではないかと思ひます。そこで、これらの点につきましては十分対策を講ずる必要があると思ひますし、また一般に河川全体の川床の低下から用水障害を来たしておつて、農業者はこの対策には非常に憂慮しておりますのであります。

十一に団体の運営でございますが、委員会からいたしました別冊にも詳しく述べてございますが、現在の土地改良区の地区数は約一万三千余ござりますが、そのうち約百町未満の地区は六〇%を占めており、さらに土地改良区が非常に数多く、地区が重複しているという点は、先ほどお手元に差し上げました基準策定の調査書に書いてござりますが、これは職員が強制加入されておりませんので、農林年金に登録されている地区数は三十八年十月現在では約二万に当たる千六百三十九地区、職員

数が七千七百八十八人になつていて、大体土地改良区面積の中の約半分、百四十といたしまして、農業用水と新河川法の問題でございます。農業用水の約七〇%は河川に依存されております。農業には長い間慣行水利権がありますことも皆さま方御存じと思いますが、河川の管理権が今まで國なり府県にございましたものが、今後は小河川に対しましては市町村にも管理権が移されるという場合に、この水利権の許認可の問題等に対しても、当然土地改良区と問題が起つてくるのではないかと思ひます。そこで私は、この際企業としては十分対策を講ずる必要があると思ひます。そこで私は、この際企業として、これによつて自力で更生できるもの、あるいは行政指導を要するようなものも十分に御調査なさる必要があるのではないかと思ひます。これは非常に土地改良区の数が多い関係もござりますので、国なり県の行政事務の及ぼないような数多い弱小土地改良区等に対しましては、幸い地方土地改良連合会を動員いたしまして、この経営診断を行ないまして、一部においては土地改良区の整理統合をする、一部においては土地改良区の徹底的指導を行なつて、できるだけ土地改良区と當古いものでございますが、地区ごとに管理の費用といふものが相当開いてその中で維持管理費の調査をいたしましたものがござりますが、調査の時点は相思いますので、御検討いただきたいと思ひます。また水の問題につきましては、最近の水資源の不足問題、ある

いは将来の充水制度の問題等の検討の必要があるのではないかと思ひますので、十分にお考え願いたいと思うのであります。農業用水の問題でございまして、市町村にも管理権が移されるという場合には、この水利権の許認可の問題等に対しても、当然土地改良区と問題が起つてくるのではないかと思ひます。そこで私は、この際企業としては十分対策を講ずる必要があると思ひます。そこで私は、この際企業として、これによつて自力で更生できるもの、あるいは行政指導を要するようなものも十分に御調査なさる必要があるのではないかと思ひます。これは非常に土地改良区の数が多い関係もござりますので、国なり県の行政事務の及ぼないような数多い弱小土地改良区等に対しましては、幸い地方土地改良連合会を動員いたしまして、この経営診断を行ないまして、一部においては土地改良区の整理統合をする、一部においては土地改良区の徹底的指導を行なつて、できるだけ土地改良区と當古いものでございますが、地区ごとに管理の費用といふものが相当開いてその中で維持管理費の調査をいたしましたものがござりますが、調査の時点は相思いますので、御検討いただきたいと思ひます。また水の問題につきましては、最近の水資源の不足問題、ある

いは将来の充水制度の問題等の検討の必要があるのではないかと思ひますので、十分にお考え願いたいと思うのであります。農業用水の問題でございまして、市町村にも管理権が移されるという場合には、この水利権の許認可の問題等に対しても、当然土地改良区と問題が起つてくるのではないかと思ひます。そこで私は、この際企業としては十分対策を講ずる必要があると思ひます。そこで私は、この際企業として、これによつて自力で更生できるもの、あるいは行政指導を要するようなものも十分に御調査なさる必要があるのではないかと思ひます。これは非常に土地改良区の数が多い関係もござりますので、国なり県の行政事務の及ぼないような数多い弱小土地改良区等に対しましては、幸い地方土地改良連合会を動員いたしまして、この経営診断を行ないまして、一部においては土地改良区の整理統合をする、一部においては土地改良区の徹底的指導を行なつて、できるだけ土地改良区と當古いものでございますが、地区ごとに管理の費用といふものが相当開いてその中で維持管理費の調査をいたしましたものがござりますが、調査の時点は相思いますので、御検討いただきたいと思ひます。また水の問題につきましては、最近の水資源の不足問題、ある

いは将来の充水制度の問題等の検討の必要があるのではないかと思ひますので、十分にお考え願いたいと思うのであります。農業用水の問題でございまして、市町村にも管理権が移されるという場合には、この水利権の許認可の問題等に対しても、当然土地改良区と問題が起つてくるのではないかと思ひます。そこで私は、この際企業としては十分対策を講ずる必要があると思ひます。そこで私は、この際企業として、これによつて自力で更生できるもの、あるいは行政指導を要するようなものも十分に御調査なさる必要があるのではないかと思ひます。これは非常に土地改良区の数が多い関係もござりますので、国なり県の行政事務の及ぼないような数多い弱小土地改良区等に対しましては、幸い地方土地改良連合会を動員いたしまして、この経営診断を行ないまして、一部においては土地改良区の整理統合をする、一部においては土地改良区の徹底的指導を行なつて、できるだけ土地改良区と當古いものでございますが、地区ごとに管理の費用といふものが相当開いてその中で維持管理費の調査をいたしましたものがござりますが、調査の時点は相思いますので、御検討いただきたいと思ひます。また水の問題につきましては、最近の水資源の不足問題、ある

一部改正で、草地造成を加えまして農用地造成という形が考えられておるわけであります。これがから農用地の造成に既耕地の土地改良事業だけではなくして、積極的な農用地造成、特に畜産に見合う草地造成といふものを積極的に進めるということを長期計画の中で考えていくとすると、総予算も、従来のトレースしてきた予算よりは相当ふえるだろうとも一兆円以上、いまお話のように二兆円近くの予算といふものを考えてこないと、この法改正に伴う積極的な土地改良事業の推進ということにならなければ、何といっても今回の法改正ではないのではないかという感じがするわけです。この点、黒河内さんは政府委員という立場もあられるようありますけれども、何といっても今回の法改正で一条の目的のところ、あるいはそれ以降のところで議論として出来ましたのは、黒河内さんは公的事业的性格といふものを明らかにしていかなければならぬということを強調されて、われわれもその点では賛成であります。が、ただ一条の目的以降の改正の中では議論として残つておるのは、従来の生産政策的な土地改良の性格といふものから、構造政策的な土地改良事業の性格に変わっていく、そななると、それは公共的性格といふものが強まつていくのか薄まつていくのかというふうな点が、いろいろ議論があるようありますけれども、それは先ほどの陳述で御意見が出ましたので別にいたしますが、土地改良事業の長期計画といふものについて黒河内参考人として、今後この計画樹立にあたつての参考意見があ

○黒河内参考人 せつかくのお尋ねでござりますが、長期計画そのものについて、ただいま政府でお考えになつてることについては十分承知しておりますので、その点はひとつ留保していただきたい、全く個人的な見解を述べさせていただきたいと思います。

私は長期計画というものを考える際に、でき得ればいまの十年という後ににおける日本の国情というものが、もし土地改良を行なわなければどういちらことになつていくかということを一つの前提として、そこに起きてくるところの姿というもの、そこまでに起きてくるいろいろの混乱、いろいろなできごとというものを想定いたしまして、それをどういう手段を講すれば排除していくけるかというようなことから、長期計画を立てていくことが最も実際的ではなかろうか、かように考えております。それではそれを実行する上において、農業者なり関係者の希望は一体どうなんだ、どこまでの負担能力があるか、あるいは都道府県や市町村といふ公共団体は、どれだけの負担能力があるかというようなことも財政的にも考え方たりいたしまして、そうして先ほども申しましたように、その土地改良をやることによって一番利益を受けておるもののは一体だれか、それを行なわなければだれが一番困るかといふようなことをも勘案をいたしまして、財政的措置を講じていきたいということになりますかと考えております。これはいま申しましたのは非常に理想的な考え方で、実際いろいろありますのは調査の都合もありましよう、また十年先

を見通せといつても非常に困難な事情
もあるうかと思ひますから、もとよりそ
ういう理想案どおり參る筋のものでも
ないし、ことに國家の財政事情があろ
うかと思ひますから、理想は理想とし
て、現実の場合はいろいろ具体的の材料
で推認できる範囲といふことに相なる
うかとは考えております。さういう意
味で申しまして、ことに先ほど御指摘
のとおり、私は、公共性ということ、
ことに水利事業あるいは保全事業とい
うようなものにおける公共性というも
のを、河川とか道路とかというものと
本質的に違わないものではなかろうか
といふように個人的に考えておりま
す。道路などと比較してみて一体どと
に相違があるのか、河川改修と比較し
てみて、どこに相違があるだらうかと
いふようなことを考えまして、相互
の均衡といふものは十分に尊重してい
かなければならぬではないかなからうか。
それで受益といふことを農耕地に限り
農業者に非常に狭く考えていくと、い
ふことに、大きな問題點があるのでな
かろうかといふようなことをも考えて
申し述べたのでござります。財政的な
具体的の数字あるいはその他についてこ
まかい——こまかいといつては非常に
恐縮ですが、詳細なことについては御
返答できないことをまことに残念と思
いますが、これで終わらせていただき
ます。

あるいは農業委員会、こういうやり方があるわけですが、第一線のない手としては土地改良区というのが、土地改良の中心的で、いままで団体側として事業を中心的にやっておられて、国営事業あるいは県営事業、こういうふうなものを見ておって、その事業推進についての問題点といふやうなものについてお気づきの点があれば、この機会にひとつ御意見を出していただきたいと思うのであります。

○安部参考人 先ほども申し上げましたように、地区地区によつていろいろ事情がござりますので、具体的に申しますれば、これは角屋先生の近くに、愛知県の宮田用水がございます。この宮田用水は例の木曾川から水を入れまして、現在約一万一千町歩ぐらゐの受益者を持つております。これが今回濁尾用水として国営で大山の付近に取り入れ口ができたわけでござりますが、あれになるまでの問題点といふものは、常に木曾川の川床が下がつてしまひました関係から、年々取り入れが困難になつて、せきを改修するたびに上流へ上流へと上げている。そうするとこういふような仕事が、一方においては河川の改修といふのは、どんどん川床を下げていくし、国営でやろうと県営でやろうと、そういう仕事といふものが一部において農民が大きな負担を受けているという点は、國営事業でも県営でもいずれでも同じ負担だと思います。それからこの土地改良の中に約三十九の排水関係の土地改良区が重複しております。これは例の日光川は非常

水をいたしてあります。そうすると、これはいざれも団体営の事業として扱われているわけですが、これが国営の受益地内できらに団体営といふものが重なって、農民からいえれば排水と用水との負担が別々に取られているわけでござります。しかし土地改良区わけでございます。しかし土地改良区を運営するトすれば、それ以外の費用といふものが全部農民にかかってく問題が起きてまいっているわけであります。そういう重複している場合には、そういう問題といふものが農民側に相当の荷になつてかかるつてくるという間題が起きてまいっているわけであります。さらに事例をあげますと、東京の近くに現在水道の取り入れ口と統合しております見沿代用水土地改良区でございます。約一万四千町の区域でござりますが、この中では、ほとんどの水路が県営で改修されております。この県営の改修の趣旨と申しますのは、非常に水路の地域が広いので、水路が漏るといふ関係から、下流は東京都の足立区まで受益地が及んでおりますが、この足立区内の間断かんがいをやらなければ用水が間に合わないということです。水路の補強をやつたわけであります。しかしこれは県営でやりまして、下流からも負担金を取つているわけでござります。詳しく書いたものはございませんけれども、満足にまず水がいつていません。その原因はどこにあるかと申しますと、上流の区域に陸田と申しまして畑を毎年毎年水田に切りかえている。したがいまして用水といふものも非常に食い込むといふ関係から、同じ県営の中でも受益が下にいかないで、上流ではほとんど用水を食い荒らされてしまふ。それから、話がちよつと横にそれますが、この中では、たとえ

地下水でまかなつておりますが、この地下水の水源にも当然この改良区の水が浸透していると思います。そういうふうにして、その他の事情がいろいろ複雑になつておりますので、地区地区的例をあげませんと、ただいまの御質問のお答えがあるいは満足にできないのではないかと思います。

○角屋委員 私、そういう意味で必ずしも御質問申し上げたのはなかつたのですが、時間の関係もありますのでその程度にしておきます。

団体営といいますか、末端の土地改良推進の機関として土地改良区、あるいは市町村、農業協同組合、農業委員会等ありますが、土地改良法の考え方からいけば、やはり土地改良区が中心的な事業推進母体だという考え方、そうすると全国を通じての機構の体制という中では、事業実施能力、技術能力等も含めてそういう陣容を持たなければ、相当長期にわたつて大きな予算を必要とする土地改良事業の成果を十分にあげることはできない、こういうふうにならうかと思うのであります。その点で、第一線の一萬三千近くの弱小土地改良区といわれるものに対する再建整備といふようなことから、企業診断その他の御意見も出来ましたけれども、末端の整備に伴う県、国、こういふものの機構について、さらにどういうふうに充実していく必要があるかといふことが、一つの問題点だらうと思います。団体側の意見として中央会構想といふものがあるようでもありますし、そういうことが一つ問題になるようあります。そろすると団体側の意見として農用地造成、未墾地造

成、特に草地等については独立の機関等をつくって、全国的な事業推進といふものを計画的にやつたらどうかといふような御意見もあつたやに考へるのであります。しかし、そういう問題等についても、先ほどの陳述では必ずしもお触れにならなかつたのであります。お考えがあれば承りたいと思います。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

くて、しかも農民を相手に考えておられるので、ほんとうに手をとつてやるなければならぬという関係から、先ほど河津先生のおっしゃったように、「田体営に対してもは計画費も満足につけておられません。それからこれに対する事業の指導といふものに対してもあくまで技術を中心におられます。これはあくまで技術を中心におられます。これはあくまで技術を中心におられます。」などお話をございましたように中央への構想といふものも私ども持つております。これはあくまで技術を中心におられます。田体営事業といふものはもつと事業ができた、その事業も水の管理といふことでまでの指導をやることにならぬことは、これは相当大きな機構でなければできませんけれども、これらの点を十分に指導できるような機構といふものは、当然考えていかなければならぬとのと私は考えております。

を前提とした補助率の合理化ということが当然考えられなければならぬ段階がきている。もつとわかりやすく整理統合する必要があるのじやないか、ういうふうに思うわけであります。あります。ですが、特にその問題と関連して、土地改良施設の維持管理といふ問題がやはり重要であります。このについては、今度の法改正で管理規則といふふらなものを見直すにし、また地改良事業の計画を立てるにあたっては、土地改良施設の管理に対するところの計画といふものをあらかじめ明瞭にしなければならぬというふうなこと、そしてそれが一体だれに最終的に移っていくのかということも、予定どおりを立てるというふうな具体的なものが出ているのですが、問題は国営、県営等の土地改良施設といふものは、やはり原則として國あるいは県が管理責任者になるとか、あるいは団体営等の問題についても維持管理について、償還金その他も含めて必要な國、地方団体等が財政援助を考えるとか、そういう土地改良施設といふものの維持管理費といふものが過重な農民負担にならぬ形において、十分財政的配慮といふとか、他の方法でやられるということが出でてこなければならぬ、こういふふらにも思つてあります。これらのことについて、さらに安部さんはほんから御意見があれば、承つておきたいと思います。

えております。したがいまして、先ほどお手元に差し上げました資料をごらんいただきましても、たとえ京都の巨椋池のことときは、反当たり四千円の維持管理費が取られている。それから、中には百円以下で維持管理費がかかるわざわざおる。しかもこれの中に入っている水利費は、反当たり約六百円ぐらいを見ております。そうしますと、そういう点に非常に不合理があるのじやないかと思います。したがつて先ほど申し上げましたように、いままでの国のベースで、國營では何割、県營では何割、団体營では何割というベースで仕事をしておりましたけれども、しかし今後における土地改良事業といふのは、基本法の線に沿つていくべき筋合のものではないかと思いまる。そらしませんと、あくまでも維持管理費が高いところは、永久に子孫代々まで高い維持管理費を払つて、しかも米穀といふものはほとんど同じ値段で買ひ上げられておるという点で、非常に矛盾があると思います。したがいまして、そういう点で制度を十分考えていくという点が、土地改良事業の最終的目的ではないかと思います。

後進地帯といふものは、今までの政策では経済効果といふものに中心を置いておりましたけれども、今日ではそうではなくて、やはりもっと後進地帯画が進られるべきではないか、こういふよう考へております。

○角屋委員

いまの土地改良施設の問題

についてはたとえば道路の場合に、国道とか県道とか市町村道とか、いろいろありますし、また河川の場合でランクがあるわけです。土地改良施設の場合も、施設の公共的な性格から見た重要度、あるいは先ほどお触れになりました中にも、たとえば土地改良施設の中でも単に農業者ばかりでなく、農業者以外にも効果を及ぼすいく、そういう点から市町村負担の問題も新しく出てきておりますが、そういう重要な土地改良施設についてはやはり格づけをして、その格づけに応ずる負担、これはやはりベースには農民負担の軽減といふ点に重点を置いたそれぞれの区分によるところの負担といふものは、やはりつていて必要があるのじやないか。そういうことでやらないと、いま御指摘のように末端の農家の方々が地域によつては非常に過重な負担を受けなければならぬ。そういうことでは、必要があつてもなかなか土地改良事業に踏み切れないので、そういう問題も私は出でてこようかと思われます。土地改良施設についての適正な格づけをして、その格づけに基づくところの農民負担以外の負担も考慮した適正な土地改良施設の維持管理をやっていく段階が、今後ますます必要になってくるのではないかといふうに感ずる一人であります。

○黒河内参考人 お話の点は一つの考え方であります。たとえば土地改良のしかたは、技術的にはなかなかむずかしいと思いますが、今後そういう努

めで河川法の改正で一級、二級の問題でありますし、また河川の場合

營事業をいま頭首工だけでやつてある少しどからう。頭首工だけやつて、国営事業で格づけがどうだということならむずかしいと思いますから、むしろ水利事業などの考え方も大きくなつていいことになるかといったようなやり方ま即時にどういうことがいいかという具体案は申しあねるわけですが、非常に大事なアイデアだと思っております。

○角屋委員

私は、いまの点は土地改

良事業を推進した場合の土地改良施設のすべてについてやる必要があるかどうか、そういうことは問題だと思つて、今日は実施していいた土地改良事業の施設の維持管理の現況から見ても、やはり考えていく問題の一つだと思うわけです。

時間の関係もありますので、最後に

河津参考人にお伺いしたいのであります

が、今度の法改正で市町村の負担と

第九十条の第五項、第六項にかけて、

國営土地改良事業の負担金等

の問題について、市町村負担の条項が

に第九十一条の第二項、第三項にかけ

て都道府県営土地改良事業の負担金等

とし美質上ならないようなどい御陳

出でてきているわけでありますけれども、先ほど市町村の財政負担といふこと

と、格づけが非常にやさしくなつて、と、格づけが非常にやさしくなつて、う少し何かくらうをしてまいります。と、格づけが非常にやさしくなつて、くだらう。頭首工だけやつて、国営事業で格づけがどうだということならむずかしいと思いますから、むしろ水利事業を一体として、どこまではどうい

うことになるかといったようなやり方にしていく。今後また國営事業や県営事業などの考え方も大きくなつていいことになるかといったようなやり方

にしていく。そないうち点についても、もう少しこくらうをしてまいります。そないうち点についても、もう少しこくらうをしてまいります。

○河津参考人 昨年の二月に農林省のほうから町村会に参りました。そのこのお話をあつたかに聞いておりま

す。しかし昨年の十月から町村会の世話をさせられるようになります。

○林委員 お話をさせられたようになります。そこで皆さんのお力で、先ほ

どお願いしたように、農林省と自治省

でよく御研究いただきまして、市町村の負担が加重されないようにお骨折りが願いたいということでお話しします。

○河津参考人 国営、県営の場合、御

道府県は市町村に議会の議決を経てその負担金を移譲していく。そうすると

最終的には國営事業の負担金が、市町村議会の議決を経て市町村の負担金を移譲していく。そうすると

お話をありましたし、私からも申し上げたように、必ずしも全市町村民全額の

嫁され、そしてそれに対する徴収の義務は市町村自体が負う。もう一つ

は、今度は都道府県の改良事業につい

ても、最終的には市町村の議会の議決

を経て、その事業負担をまた市町村に

転嫁することができるということです。

○河津参考人 不勉強のあまりまだ研

究いたしておりません。

○高見委員長 東海林稔君。

○東海林委員 私はただ一点だけ、土

地改良事業を実施する場合に、関係者

の同意の点についてお尋ねしたいと思

うわけですが、先ほど黒河内、安部両

参考人からは、主として土地改良の広

域性の関連においてお話をありました

が、河津参考人からは最近における農

民の階層分化との関連においてお話を

あつたわけでござります。

そこで少し小さな問題ですけれども、実は今回の

改正案の中で農用地の造成を目的とす

述があつたわけでございますが、この

点は自治省と町村会との話し合いです

ういう了解点に立って、この条項につ

いては第一線としても改正について異

議はないというふうになつておるの

か。自治省との間でこれらの問題につ

いては当然お話し合いがあつたろうと

思いますが、そないうち点についても、

いろいろ話の内容があれば、この機

に承つておきたいと思います。

○河津参考人 昨年の二月に農林省の

ほうから町村会に参りました。そのこ

とのお話はあつたかに聞いておりま

す。しかし昨年の十月から町村会の世

話をさせられるようになります。

○林委員 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町

村と土地改良区の組合員との間の賦課

金の徴収あるいは延滞金の徴収といつ

うことは、結局この改正案によつ

て私たちの考えとしては、末端の市町

村がその組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○河津参考人 私の経験ではあります

が、農業協同組合なんかはあつたと思

いますけれども、町村にはなかつたと

思いますが、そないうち点についても、

もういい場合に当該市町村と土地改良区

の組合員との間に、従来どういうよ

うな問題が起きているのか、その辺のと

ころをお聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金を都道府県に移譲し、さらに都

道府県は市町村に議会の議決を経てそ

の負担金を移譲していく。そなすると

んに私もお聞きしたいのですが、今度

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○林委員 ちょっと関連して、河津さ

んにお聞きしたいのですが、今度

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 もう一つは、今度の改正に

よりますが、國営事業あるいは都道府県

の改正法で、國営の土地改良事業の負

担金が重視されないようにお骨折り

が願いたいということでお話しします。

○河津参考人 お話をさせられたようになります。そこで皆さんの意見としては、末端の市町村と組合員との間に起きる

ことが危惧されるわけです。その辺に

お話を聞かせ願いたいと思います。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良区が賦課

金の徴収を、延滞金の徴収を市町村に

委託する場合がありますけれども、そ

されたことは、今までないのです

か。

○林委員 そうすると従来どんなよう

な問題があつてお困りになつて、いた

対して、市町村としてはどういうお考

えがあるのか聞かしていただきたいこ

とが一つと、そして土地改良

る土地改良をする場合に、その区域内では山林とか雑種地等の農地以外の未墾地がある場合には、その所有者なりあるいは所有者にかわって土地改良に参加すべき耕作者、そういう関係者の分についてだけは、全員の同意という規定が新たに今度五条の三項に入っているわけです。そこで不同意の者があつた場合には、六条で関係者が所有権の移転その他で善処するが、さらにそれでも解決しなかつた場合には都道府県知事があつせんし、さらに最終的に調停案が出て勧告する、こういうふうになつておるわけです。この点について農林当局の御見解をお尋ねしたところが、これは形質の著しい変更も行なわれておるし、さらには用途をそのまままで変更する、そういう観点からして特に三分の二の同意をなしに、全員の同意ということにしたのだ、こういふことでもありました。しかし私はたとえば煙をたんぽにするというような場合に比べて、確かに考え方によつては若干程度の差といふものがありますが、やはり経済的な利用度を高めるという方法からすれば、そう実質的な差が考えられないという点からして、そういう一方は三分の二でいいが、一方は全員が同意しなければならぬという法律的な規制をしなければならぬほど、はつきりした理由がないのいやないかといふような点が疑問に思われる点の一つ。もう一つは、実際問題として、これは土地改良の実際に関係された方はどなたも経験すると思うのですが、何人かの反対というものはえとしてあるわけです。それは一つは相当多額の経費を使って土地改良をやつた場合の

効果と投する経費との関係からして、
経済的にどうもそろばんが間に合わぬ
ように自分は考えるからやだといふ人
もあります。しかし中には、そうで
ないに、たとえば関係者相互間におは
る感情的な問題なんです。それがしが
中心になる仕事には、私は理屈抜きに
反対だというような者もしばしばあり
まして、これが実際問題として非常に
困る場合です。こういう場合を想定一
ますと、六条のようないう手続をと
経まして知事が勧告をしましても、こ
れは最終的に裁定するというのならば
別ですけれども、勧告程度でこうい
場合の問題が解決するかどうかといふ
ことは、私は実際問題としてもなかなか
か容易ではない場合も考えられる。そ
ういう二つの点からして、私はこの改
正点については若干疑問を持つておる
といふわけなのであります。が、こまか
い点でございますから、あるいは御検
討になつておられるかどうかわからぬ
ませんが、この点につきまして御見解
がございましたら、できれば三人の方
からお伺いいたしたい、こう思うわけ
でございます。よろしくひとつ。
安部さんは何か御見解があると思いま
すので……。

か……。——ほかになければ河津さん、いろいろあつたら……。

○河津参考人 それは私、先ほどお願いしたうちについたと思います。そういう場合には土地をある程度の価格で買い入れるために、長期低利の金を貸すようにしていただきたい、こんなふうにお願い申し上げたのであります。

○東海林委員 ありがとうございます。

○高見委員長 以上で参考人に対する質疑は終わります。

参考人各位には非常に貴重な御意見をお述べいただき、本案審査に資するところ大なるものがあつたと存じます。まことにありがとうございました。

この際暫時休憩いたします。なお午後一時に再開いたします。

正午休憩

午時一時七分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案について、政府当局に対する質疑を行ないます。西村闇一君。

○西村(闇)委員 土地改良法の改正案につきまして、審議が続けられておるところでございますが、農業基本法の趣旨に即応いたしまして、社会的、経済的な諸条件の変化に適応するため、改良事業がより効果をあげ、事業の円滑化をはかつていくということから、本改正案が提案されておりますことは、政府側から説明があり、また審議の過程において、その意図するところは明らかになつてきておると思うのでござります。ここで私は、いろいろお伺いいたしたいのですが、時間が明

午時一時七分開議

關係等もござりますので、重点的に御質問を申し上げたいと存じます。

それは、午前の参考人の意見開陳の中にもございましたように、土地改良事業は、水の問題と非常に関係が深い。特に、いま本院の建設委員会にかかっておりますところの河川法案との関連が、かなり大きいものがあると田中でございます。この点につきまして私は過般、建設委員会におきまして、建設当局の意向をただしまつたのでございます。丹羽農地局長においでをいただいて、この問題についてお伺いをいたしましたが、どうも私は、建設当局、河川局長の建設委員会におけるところの答弁では満足ができない。農業者の立場から、特に土地改良という立場から、今度の河川法がいろいろな問題を持つてゐるという点を指摘いたしまして、政府の答弁を求めました。これは両省の次官同士の間の覚え書きによつて、この問題点はよま

取り上げておる。こういう点は河川の番人をもつて自任いたします建設省としては、私は当然だと思うのでござります。またそのことの必要性も認めるのでございますが、しかし同時に、同じ河川、特に農業用水等におきましては、午前中の参考人の意見開陳の中にございましたように、農業用水の水の源は河川に依存するところのものが非常に多い。その七〇%以上は河川の水を利用しているというようなことも、午前中意見の開陳がございましたが、こういうような観点から、治水と利水の関係、利水と申しましても、電力開発でありますとか、あるいは水道でありますとか、工業用水でありますとか、いろいろな利水の方面がございまますけれども、特に土地改良事業の中に占める農業用水の問題、こういう農業用水の問題から考えて、この河川法におきましては建設省が河川の管理者になる、そしてまた河川法によって設けられます審議会あるいは特別委員等の人選につきましては、それぞれ関係各省と意見の調整を行なって、委員の顔ぶれをきめるということになつてゐるようですが、されども、特に私は農業水利関係の団体の代表者、たゞえば土地改良事業連合会の代表者等をこの審議会の委員に入れることが、どうしても必要だと思うのでございます。同じように、都道府県の審議会におきましても、都道府県におけるところの農業水利関係の団体の代表を入れるということが当然であると思うのでございますが、こういう点につきまして、所管が建設省でありますだけに、ただ単に両省の次官の覚え書きを交換するといふことなどございません、こり一つ

考えると、いろいろなことについて、私はどういいます。なお各方面的御意見等も承りまして、やはりそういうものが必要となります。そこでござりますれば、当然検討いたしたい。基本的にはやはり土地改良事業で水の根っこから解決していく、かような立場に立つておる次第であります。

○西村（関）委員　ただいま丹羽局長の御答弁の中にもございました農業利水の問題と他の利水事業との接点になる問題点があるというお話をございましたが、それは河川法によりますところの河川の区域の認定の問題、あるいは流水については私権が認められるかどうかといふような問題、流水の使用権に対しまして、これが不特定多数の利益のためになるという前提のもとに、これが公共性の大小によって認定を受けるといふような点等も、今度の河川法には農業者の立場からいろいろな問題が内包されておる。また上流地帯にあるところの国有林野の問題、あるいは下流、河口地帯にあるところの漁場の問題と、いろいろな点等から考えて合わせまして、河川法には農漁業者の立場からいへんから、河川工事についてお伺いをいたしてみたいと思うのでござりますが、農業水利事業を行なう場合には、

河川に開しましては河川法によるとところの許可を受けなければならぬといふことがきめられておりますのに対しまして、建設省の行ないます河川工事につきましては、管理者が一方的な意を以て行なうことがであります。そういううために、上流、下流にあるところの農漁業者が、一方的な建設省の河川工事によって、影響を受けるといふことが多々起つてくると思ひます。こういうような場合には、審議会の意見を聞かなければならぬといふことだけで、利害関係が相対立するというような側に対して、その意見が認められるといふ心配が多分にある。審議会の意見を聞かなければならぬといふことだけでも、この問題がはたして解決できるかどうかという点が、私のいまなお心配として残つているところでございます。しかも河川工事は河川を安定し、公利の増進及び公害の防除がそのねらいでありますから、河床水位の低下による農業用水の取水の困難、ダム建造によるところの上流地帯の排水の不良といふよろしいいろいろな障害や犠牲が与えられてまいりました事例は数多くあるのであります。これは私がいまさら申し上げるまでもなく、局長御所管の農地局において、こういう事例についての統計もあるわけなんですが、こういったよろしい点から考えて、一方的に河川の工事をやられるということとが、ただ単に審議会の意見を聞くということだけで、事前協議も不十分のままやられるというよろなことも考えられる。こういう事態に対しまして、両省次官間に取りかわされました覚え書き、あるいはこの法案の中になりますところの審議会

ことだけで、このような農漁業者の立場、特にいまわれわれが審議いたしました農家改良事業と水の重要性という点から大きな影響があることをうにつけまして、私はいままおもう点についての心配をいたしておる御意見の開陳もございましたが、こりあります。そうであればこそ、さう午前中の参考人の意見の中におきしても、特に安部参考人からそういう点につけておる御意見の開陳もございましたが、こりあります。うな少農林省の立場を、あるいは農業水利事業をなう団体の意見を聞かなければならぬといつうだけでなくて、義務づけるような、そういう配慮がこの際農林省の立場から強く打ち出されることが、もうおなじ農業者の共通の念願であろうと思うのでございますが、こういふ点につきまして御見解を承りたいと申います。

非常に問題があるうかといふ立場に立ちまして、法律上の協議事項にはいさなかつたのであります。しかし実として、建設省のやる河川工事あるいは農林省のやる利水といいますか、地改良工事で河川にかかる部分、それは行政官庁として相互に密接な連絡をとつて、事前によく知り合い、か問題点があれば究明しつつやるべきあるということ自身は、否定されるべもない問題でござりますので、お互いに事前によく連絡してやろうといふ旨のこととを兩次官間で取りきめをして、これはお互に誠実に守らうまいこととにいたした次第でござります。御議論はあるかとも存じますが、河川工事そのものを利水官庁の協議得られない限りやれないということといったかどうか、この点は問題点でありますたかと存じまして、一応今日は私もそういう立場に立つた次第でございます。ただ十六条で、河川工事の基本項という部分が、たしか前回の建設委員会の御意見で「基本計画」になつて、その準則は政令で定めるといふことに相なつておりますほかに、これは案になつたわけでござりますが、第二項、建設大臣は、定めようとすると、は、あらかじめ審議会の意見を聞く、いう、一つの突っかい棒ですか、こも入れていただきまして、私どもとたしまして、いまの次官の覚え書きと、それから準則が政令事項であるということ、それから河川審議会の意を聞くくといふ一つのスクリーノンを通して、河川工事と農業への影響に理してまいりたい、かように考えてしる次第でござります。

○西村(問)委員 いま局長の言われたとおり、河川の工事については、基本的に建設省が責任を持つてやるべきものであつて、農林省の立場からこれはやめさせるとか、重大な変更をさせるとか、いうようなことは考へるべきものでない。こういう御見解に対しましては私も同じ意見なんあります。ただ法律のわざで言えばからりますと、農業水利事業の場合は河川法によるところの許可を受ければならないが、建設省の行なうところの河川工事については、いまお話しになりましたような諸手続が、法律並びに政令による準則によつて規制をされていく、農業者の立場も守られていく、こういうことはありますけれども、その点が両省間において、お互いに信義を守つて、覚え書きの趣旨、精神によつて、そういう一方的なことはやらない、こういう御答弁でござりますから、私もその点はそれ以上追及することをいたしません。ただ工事の実施の準則、基本計画の策定、あるいは事前協議等の活用によりまして、先ほど来申し述べておりますような問題を避けていくことが、ある程度できるでございましょうが、河川工事によるところの農業者に及ぼす被災の救済につきまして、その救済規定が十分であるということとは何もない。いろいろなところにも、今度の河川法改正案に大きな欠陥があるのじゃないか。河川工事をやられた場合に、いまお話しになりましたよしならうなものの中の手続を活用することによって、問題をある程度カバーしていくことができるでありますから、もしよければ、もし被害が起こつた場合に、農業者が受けるところの被害をどのようにして救済していくか、

これは國家賠償法の規定によつて救済をするといふような見解のようでござりますが、現在までも他の事業によつて農業水利事業が受けとるところの被害は非常に多い。またその紛争も年々減つていかなければなりません。いく傾向にある。こういう状態のもとにありますて、たゞ被害があつた場合には、國家賠償法の規定によつて救済するということだけでは、本質的な根本的な解決にはならない。農業者の立場から言うと、泣き寝入りになつてしまふような場合が、従来もあつたし、今後もあり得るのではないかといふことを心配するのでございますが、この被害の救済につきまして、農林省としてはどういふふうにお考えになりますか。河川工事によるところの農業者に及ぼしました被害の救済について、どういう見解をお持ちになつておいでになりますか。

い、当然の一般原則の問題として、補償として処理さるるわけであります。いま各地で問題になり、私どもも苦慮いたしておる問題は、河川工事といいますか、ともかく現象としては河川の流況が変化をいたしまして、それが取水施設その他にいろいろの影響を及ぼしておる、この実例は相当あるわけです。この問題に相なりますと、二つに分かれまして、自然的な原因で流況が変化したものについては、河川管理者としてはとても負担を負わないし、また負う筋合いでもないという理解を建設省は持つておるわけです。しかし問題は、各地で起っております問題は、この流況の変化あるいは河床の変化は、河川工事で洪水ダムをつくったからだ、あるいはあすこの水路を曲げたからだ、こういう関係でものを言われる場合が多いわけです。問題は、昨日も申し上げたわけでございますが、自然の流況あるいは河床の変化と河川工事との因果関係の問題がなかなか解明し尽くせませんで、前のようになります。建設省といたしましては、河床が著しく低下するような場合には、床とめ工事なり何なりは河川工事として当然やるということは言つてあります。建設省といたしましては、河床が著しく低下するような場合の問題とこれは明確には区別できなないので、建設省がそれを一々補償をするという事態に至つておらないわけであります。建設省といたしましては、河床が著しく低下するような場合には、床とめ工事なり何なりは河川工事として当然やるということは言つておるわけでございますが、具体的な農業取水と河床の変化との関係につきましては、昨日もここで申し上げましたが、相当因果関係を詰めて、その詰めた形において建設省が補償すべき工事は当然補償してもらうということに相なるべきもの、かように私どもは考えておるわけでございます。

○西村(閔)委員 ますと、新規のたっては、利害合には、公益性が損失防止の必要でなければ、誤りになつてここで、公益性がされば、既設水利用があるであつて、れば、既得水利権を工業用水等の権は、公益性がから、既得水利権を占有されるとが考えられます。これはひいては、にのつとつて行くかどうかといふのでございまして、おどろくところの、から考えると、性の大小の基準的な価値判断かさきに申しまして、的効率が非常判断からいたる業に比べてこのう点から、常にないことになつて、農業用水は小規模のものとに農業用水もまた、常に著しい損失をしてしまうことは、公

利益優先のために、従来の農業水利権が圧迫を受けるというような点が非常にお懸念されるのでございますが、こういう点につきまして、局長のお考えをお聞かせください。

○丹羽(雅)政府委員 先ほども申し上げましたとおり、改正前の現行河川法は、流水を使用せんとするものは地方政府の許可を受くべしで、地方政府がどういう立場でどう許可するかということは、一切法制的に触れておらない。極端に申しますれば、役人の腹一つといふ法制でござります。それでそういうことであつてはならぬ。そこで一つの河川に対して水利使用の要請がだんだんふえてまいりまして、た場合に、これは農林省が強く主張して、ある程度突き抜けた処なのでござりますが、意見の一一致が原則、つまり意見が一致した場合に許可するといふ原則を一本突き抜かしたといふと語彙がござりますが、突き抜いておるわけでござります。しかし意見が一致しない場合には、では新規の許可は一切できないということにするかしないかといふのが、相当の問題点になつたわけでござりますが、当然より高い立場におきまして判断して許可する場合がある。その場合に、許可する場合はどういうケースかということを詰めてまいりまして、それは法制上のたてまえとして、公益性が著しく大きい場合は許可するということになるのがまた当然であろう。それから水質防止措置ができるれば、これは許可することは問題でない。そこで公益性が著しく大きい場合に限つて全員——全員と申しますが、関係者の意見が一致しない場合でも、許可ができるという法制に整理す

することは、現行河川法よりもはるかに前進した法律である、こういう立場に立った次第でござります。その際に、農林省としては、発電、水道に比べて農業が公益性が低いなどとは毛頭考えておらない次第でございまして、いろいろこの点について御懸念しての向きでお問い合わせ等もあるのでございまいますが、もつと自信を持って農業の水利の公益性を出していいのではないかとかいう趣旨のことを関係者には申し上げておるわけですが、法制論といたましましては、公益性が著しく大きい場合は許可する、この法制をいたしまして、あと河川審議会の意見、先ほど冒頭でございました河川審議会において公益性をことばのとおり比較、検討をしていただく。もちろん知事の意見も聞いて仕組みに相なっております。二十三条等で許可する場合に、一級河川等については農林省にも協議があるわけでございます。いろいろな角度でチェックを働かしておるわけでございまして、公益性が大きいか小さいか、この問題は、その河川における実態に応じて法律の文字どおり解釈をすべきものと、こういう前提で法案には対処いたしました次第であります。運用にあたりましては、先ほど申しましたとおり審議会、いろいろの各種の協議がございまして、農業水利がこの法律の曲げた運用によって被害を受けるといふようなことはならないよう、法律を法律どおり処理したいというのが農林省の考え方でござります。

（註）本圖之比例尺為一公尺，其上之數字表示米數。

ましたから、私は局長の御答弁を信頼する以外にないと思うのでございますが、農林省が三十七年の十二月に調査せられました農業水利についての紛争の資料によりますと、三十七年はこの種の紛争が急増している。その半数が農業と他水利事業間との紛争である。また紛争発生の河川につきましても、三十七年の百十件について見るに、農業と他水利事業における適用河川と準用河川の比較的大きい河川に四十五件も発生しておる。こういう状態でありまして、ほかの水利事業と農業水利事業との間における紛争がいよいよふえていく。今度の河川法が施行せられるということになりますと、私はいまの局長の御答弁がありましても、なおこれらの点について、十分な農林省としての施策を用意していただきなければならぬと思ふのでござります。特にいま改正案を審議いたしております土地改良事業の中のかんがい排水事業とほかの水利事業との関係を、十分に検討していくだけ必要があると思うのでござります。過去のこれらの紛争の過程において、どのような紛争の解決のための交渉がなされてきたかということ、農地局の調査で一応知らされておるのでございますが、まだ未解決の地区も相當に残つておる。農業と他の水利間ににおいて三十地区が解決をし、そのうち二十五地区については平均四百九十六日間もかかって解決しておる。未解決地区につきましては、発生年月日から三十七年の十二月末までの期間に、農業相互間の平均

決議全引も大河川場所における河川の問題は、河川が一番大きなウエートを持つておるということについては、先ほども触れましたが、その次にこの態度をとつて進んでおる次第でございます。

○西園委員 改良事業の中に占める水利の問題は、河川が一番大きなウエートを持つておるということについては、ただ先ほど水利調整の際に申しましたが、最終的にはその法律効果には触れないと、たぶん届け出といふ規定が残つただけでございます。ただ届け出についての法律効果は何もございません。慣行権の効力に対する効果は、今回の河川法では何も付与しておりません。ただ先ほど水利調整の際に申しましたが、ようく関係者みんなの意見が一致することを法のたてまえにいたしておりませんので、新しい申請が出た場合に、関係者に通知するという規定がございまして、一方的に水利調整を行なわれることを防止する効果がござりますので、私どもともいたしましては、この慣行水利権の届け出は励行させたいと思っております。しかし届け出によつて法律効果がどうこうするものではない、かように法律的にも相なつておりますし、嚴重に建設省とも見解は一致いたしております。しかしながら、これがいつまでござります。したがつて、慣行水利権についての考え方はどうかといふことは、そういう交渉の経過にすでに一切あらわれておりますように、農林省としてはこれを全く強く尊重してまゐるし、これがいたずらに安易に動かされることについては、絶対反対の態度をとつて進んでおる次第でござります。

ると思うのですが、現在全国で農業水利に使われておりますため池はどのくらいござりますか。

○丹羽(雅)政府委員 いたため池の数を持ち合わせておりませんが、別途の調査でございまして、水源別に農業用水の供給源になつております状態を申しますと、先ほどお話を出ておりましたが、河川・湖沼が七〇・六%、ため池が一六・八%、約一七%は日本の農業の水を供給しております。それから地下水が四・〇%、溪流が三・七%、天水田その他四・九%、こういうような状態になつております。

ついて、改良区でもつてこの事業をやっているのはどのくらいありますか。――時間がありませんので、また後ほどお伺いするいたしまして、この土地改良区の事業として老朽ため池の改修をやつておる農民たちは、深刻に水を要求するために、農民としてはかなりの負担をかかえながら、この事業をやつてきておると思うでございますが、どうも全体についてどの程度成果があがつているかということについては、私も十分に承知いたしておりませんけれども、たまたま私の触れました私の地元の改良区におきまして、この老朽ため池の改修に当たつたのだけれども、依然として水がたまらないといふようなことで、非常に困つておるというような事例もあるのでございまして、これにつきましては農地局としてできるだけの配慮をして、農民の困らないようによろしくうるさい言つてはいただいておりますけれども、現実に金は出ましたが、水がたまらないといふようなことで、これは改良区の自身の問題、運営の問題、あるいは指導の問題等、いろいろ問題があるかと思いますが、これはたまたま私が触れた一例にすぎないのでありますし、これをもつて全体を律することはできないと思いますけれども、こういううまくいってない改良区につきましては、政府としてはどういうふうな考え方でおいでになりますか。うまくいっていないのはおまえたちのやり方が悪いのだといふことでは済まされない。いま私の申し上げた事例につきましては、十分に考えて農民が納得するように配慮して

○丹羽(雅)政府委員 いわゆるため池補強事業につきましては、実は私ども基本的に防災事業として取り上げておられます。したがいましてため池が決壊いたしますということについては、最も懸念をいたしておるわけでござります。そこで決壊のおそれのあるものを老朽ため池事業として、補強工事をやつておるわけであります。先生御指摘の地区は、私も頭にあるわけでございますが、工事の粗漏等で決壊のおそれがあるということではたいへんだと思いますが、決壊のおそれの問題ではないうことで、嚴重な調査をさせてみた次第であります。その結論といたしましては、決壊のおそれの問題ではない。そしてそれでは水はどうなのかといふ問題に対しまして、ため池の裏側の地盤の問題として水の漏水があつて思つほどたまらない。それでは農業用に差しつかえるのかといくことについでさらに調べさせましたところ、水は当初の計画どおりにはたまらぬ、うしろ側で少しく漏るので少したまり方が減つておるが、農業用には使えるといふふうに承知をいたしました。そこでその具体的な実例の問題といたしましては、もし決壊のおそれがあるならば、万難を排して工事をしなければならないものがあるならば、御援助しようといふことを申し上げておつたのであります。が、当初の計画どおりやれないのだから、国なり県なりの負担でとい

うお話をござりますので、現在のこところまだ最終的な結論を見ておらないわけでございますが、基本的な考え方とよく相談をいたしまして、現地の紛争はできるだけ早く解決したい、かように存じております。

○西村(闇)委員 これは土地改良区の事業としてやつておるのでありますし、改良区の事業がうまくいっていない一つの事例として私が申し上げたのでございまして、いま農業用水としては事足りておるという、局長はそういう御報告を受けておられるようではありますが、現地へ行つて私が調べたところによりますと、従来の水は確保されておるけれども、しかしそれ以上の水がほしいので、改良区をつくつてやつたのだが、一向何にもならなかつた。こういうことで、従来のような農業経営には差しつかえはないけれども、さふに成果をあげていこうとすると、入れた金がむだになつてしまつといふような苦情を、農民たちから聞かされておるようなわけでございます。そういう点等も他にも事例があるかと思います。私は一例として農林省の御見解を伺つたまででござります。

次に、事業の進度の問題でございますが、進度につきましては、なかなか思つようにも土地改良事業が進んでないというよろ事例が多くあるようでございますが、当初の計画と十年もたつた後の現在における事業の内容とは、相当地変化が起つておるのは、これは当然だと思うのでございます。そういうよろな点につきまして、今度の法案の改正におきましては、土地改良の長期計画を立てなければならぬことに

なつてゐるのをござりますが、これもまた一例をあげて申しますならば、いろいろ局長にも御苦労をかけております滋賀県の愛知川の問題でござりますが、これはもう事業が開始されましてから十二年にもなり、当初の計画をそのまま実施に移すということは現状に即さないということは、これは申しますでもございません。こういう点について、他にも進度のおくれているところの事業につきましては、当初の計画を変更しなければならないところも多々あるだらうと思うのでござりますが、そういう実態はいかがござりますか。

えこそそれ、減ることはなかなか思うのでござりますが、そういう点につきましても年次計画と申しますか、各事業別に、国費の事業別にそういう年次計画をお立てになつてお進めになつておいでになるか、いかがでございますか。

○丹羽(雅)政府委員 每年予算の要求をいたしますにあたつて、あるいは配分を行ないますにあたつて、当然この地区はここまで来ておるのだからもう二年あげたい、あるいはもう三年であげたいという立場で、個所別にそれ計画を積み上げまして、予算要求をいたす。しかし当初要求をいたしたもののが、必ずしも最終予算となりませんので、つきました際にもう一度それを見直して、もうそれぞれ目標の完了年度を定めつつ、当年度の予算をつけてしまいる、こういうことをやつておりますのが実態でござります。

○西村(闇)委員 御事情がよくわかりますし、やむを得ないことだと思いますけれども、今度の法の改正によりまして長期計画を立てるといふ上からには、少なくとも国営事業につきましては長期計画をお示しになつて、その年次計画に基づいて予算の編成等を行なうということが、当然ではなからうかと思うのでござります。ただ、そのつどそのつど完成年度を見合せながら予算を持つていくと、いうことが、必要やむを得ないということも私はわかりますけれども、しかしやはり指導的な立場に立ち、また責任の所在であるところの農林省としては、国営事業につきましてはそういう当初の計画に立つて、年次計画を進められるということ

が望ましいのではないかと思いませんが、いかがでござりますか。

○丹羽(雅)政府委員 法の第一章の二の長期計画の立て方につきまして、先般来いろいろ御質問もございましたし、いろいろ申し上げましたが、御質問の中心はどちらかといいますと新規事業に中心がございます。私どもは事務的な立場では、新規事業のそこに継続事業を置いて、やはり全体を長期計画として考えたい、かように思つております。したがいまして、御承知のとおり国営事業等は長期を要しますので、いまの継続事業でもこそ数力年の問題は、当然この長期計画のベースに入らなければならぬわけでござりますので、個別にそれぞれの進度を考えて積み上げられました総トータルの継続分と、それから新規の事業の問題をやはり総合して、長期計画として組み立ててまいりたい。それは全国別であります。が、継続事業は分解いたしますれば、当然それは地区別に積み上げの根拠として計画立案されていく。こういうふうに考えてまいりたい。その意味では先生のおっしゃるような立場に立って、この長期計画を考えていりたい、かように考えております。

○西村(闇)委員 これも一例として農林省の愛知川かんがい排水事業について、私も、局長御承知のとおりこれが完成については幾らか協力を申し上げてまいつたつもりでございます。従来水没地区の人たちが、水没反対という旗を掲げて、ずいぶん長い間反対運動をやつてまいる。これらの人たちが納得しないままに事業計画を遂行するとということは、非民主的なやり方であるという立場に立って、私は水没地区の

人たちの側に立つて、本委員会におきましても従来から何へんもこの問題を取り上げて質問をいたしてまいりました。しかしまだ全体の農業計画、特に農業經營の上から、水の問題がいかに重要であるかということは申すまでもないことでございまして、この水が一日も早く供給されることを待ち望んでおりますところの愛知川沿岸土地の農民たちの立場に立つて、御承知の人たちを説得いたしまして、また農林省や県当局の誠実を始めた働きかけによりまして、これらの反対しておられた地区の人たちも、条件をもつて今までの反対運動を打ち切るといふことで、協力の態度に切りかえましたことは、局長御承知のところでござります。こういう状態でまだいろいろ問題が残つておる。いまここで全体の問題を論議しておるこの委員会において、私は個々の具体的なケースを申し述べようとは思いませんが、まだ局長御承知の問題は残つておる。問題は残つておりますけれども、しかし一応今まで反対の根っこになつておりますところは基本的には解決して、長から、本年度の予算の上から考えましても、この国営事業に対する予算の面においても、鉄は熱いうちに打たなければならぬというたとえのように、もう少しく予算的な配慮があつてしまるべきではなかつたかと思うのでございますが、本年度はわずかに五億円しかつていません。こういうような状態

では——これはいろいろな問題がござりますけれども、この愛知川沿岸土地改良区の農民たちの要求に十分こなれました。また長い間水没に反対をしてまいりました地区の人たちのさらに強い協力を得るということには、まことに少ない予算ではなかろうかと心配をいたしておりますのでございますが、こういう点につきまして農林省としては、なおさらにおたかかい親心をもつて、水没地区の人たちに対する補償金の問題も、あるいはまたこの事業を遂行していく上の工事費の予算の問題も、もう少しあたたかみのある配慮をしていましたが、なかなか進歩いたしておられるべきではなかろうかと思ひます。○丹羽(雅)政府委員 愛知川地区は二十七年に公示いたしまして三十年着工ということで、その後水没者の反対でなかなか進歩いたしておられませんが、なかなか進歩いたしておられませんが、いかがでござりますか。

○西村(闘)委員 土地改良事業において、草地の造成ということが今まで考へられておりますが、そういう点から私は当局と畜産局の見解も伺いたいと思っております。また基本的にはこの法の改正が、農業基本法における協業の問題とどういう関連を持つておるかといふよくな等についても、政府の御見解を承りたいと思っております。時間が相当たちましたので、本日はこれで私の質問を終わりまして、大臣なり次官がおいでになつたとき、本日はこれで私の質問を終わらせていただきます。

○高見委員長 湯山勇君。
○湯山委員 土地改良法の一部改正に關連をいたしまして、従来特殊地帯の団体営の土地改良、こういうことがあります。団体営の土地改良をお伺いいたしたいと思います。

この農林省所管の特殊立法による地帯の事業につきましては、従来から非常に進歩状況が悪かつたということが指摘をされております。そこでそれぞれの農業計画で発足したもののが十一年三月ということでございましたが、これは特に従来五年ずつで切つて、四十年の三月に大体そろえたと思ひます。そしてここでそろえて、これが最初五年計画で発足したもののが十一年になり、先般さらにこれが延長されまして、その終期を大体農林省所管のものについては昭和四十年度にそろえております。そこで今回の土地改

川におきますその後の進歩状態によりまして、できますならば調整を考えた法地帯の対策、これらの特殊立法は一体これらが特殊立法は一体どうなるのか、その辺の御検討がなされておるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○丹羽(雅)政府委員 私先ほど四十一年三月と申しましたが、三月三十一日でございます。年度で申しますと四十一年度で整理されます。先生御指摘のとおり、特殊土壤地帯は四十二年三月ですから、四十一年度でございますが、そこで整理になります。

○湯山委員 それでこれらをどうしていくかといふ問題は、今度の法律の長期計画と非常に關係が深いと思います。申し上げるまでもなく、これらの積寒地帶あるいは特殊土壤地帯とか、あるいは氣候斜地帯、それから湿田單作、海岸砂地、その他合わせますと、いろいろ見方はあるでしょけれども、それぞれの地域にそれぞれの特殊事情によって生まれました地域的な計画でござりますので、この計画は長期計画を作成します際に、当然尊重して検討すべき性格のものと考えております。

○湯山委員 ただいまの御説明で、四月十五日と申しますが、これは特に従来五年ずつで切つて、四十年の三月に大体そろえたと思ひます。そしてここでそろえて、これが最初五年計画で発足したもののが十一年になり、先般さらにこれが延長されまして、その終期を大体農林省所管のものについては昭和四十年度にそろえております。そこで今回の土地改

の闇は一体どうしていくのか、その期間がきたときはどうしていくのか、これらは点は一向つまびらかにされていないわけです。その点は一体どうするのか。いまおっしゃったような特殊立法地帯については、これを一本にし立てるとしていくとか、これらを解消してどうしていくとか、これらを解消して、この長期計画の中に入れてしまおうのだ、したがってそれらの特殊立法についていろいろな構想がおありでなければならぬと思うので、その辺はどうなっているのか、ひとつ明確にしていただきたいと思います。

○湯山委員 私が少し念を入れてお聞かせいたい点は、特に四十年にそろえたけれども、それには何らかの意図があつて四十年にそろえた。それでなければ、従来の慣例からいえば、四十一年にいくもあるし、いろいろあるわけです。それを特に意図して農林省所管のものは四十年にそろえていた。それならば、それからあとどうするかということ、その当時も問題になりましたけれども、それがあまりはつきり御答弁はございませんでした。しかしながら今回は、はつきりこうして土地改良法が提案されて、そうして長期計画を樹立する、その長期計画というものは、しばしば局長のほうから御答弁になられたように、農政審議会は必ずこれに意見を述べる、それから関係行政機関、それから各府県、こういふものの意見があつて、まとまつたものを閣議決定するのだ、こういうことですから、そうなりますと、特殊立法にはそれぞれ別個の審議会があるわけで、その審議会がまた同じような長期計画も立てますし、そのつどいろいろなことの審議をしてまいっております。審議会といふものは、その農政審議会と別個にこれらのそれぞれの特殊立法に伴う審議会があるわけで、それらがどうなっていくのか、どう調整していくのか。これは方針としてはこの段階で明らかになつていなければならぬと私は思いまつています。そうでなければ、一休従来の特殊立法地帶はこれから長期計画の中でどうなつていくのか、それらのことが一切いまわからないわけで、一本立てでまとまつてのつか、あるいは一本立てでまとまつていくのか、こういうことも出でてこない

わけです。そういう意味合いからお尋ねしておるわけで、これはぜひひとつ明確にしていただきたい。

○丹羽(雅)政府委員 私の記憶が間違つていたら後刻訂正させていただきたいと思うのです。ですが、特殊立法が議員立法で各種できまして、そのうち特定のものが期限が到来した。そこでその扱いをどうするかということになりました、党内でいろいろ相談が行なわれまして、これをそろえて一齊に処理をしよう。こういう形になり、三次振興計画が整理をされた、こう理解をいたしております。そこで私どもといたしましては、いま農林省の土地改良法で長期計画画を考えます際、役所サイドでこの特殊立法問題を割り切ることを適當とは考へておらない次第でございまして、この問題は長期計画作成段階におきまして、特殊立法そのものの今後の問題として、関係の審議会なり関係の部門と相談をして、その処理をさせさせていただきたい。農林省だけでその扱いを一方的に整理することは適当でない、かように考へておる次第でございます。

では実は取り残されていく。ほうつておられる条件を持つている。そういう条件を持つてゐるところはまず考えていかなければならぬ問題で、構造改善をやつしていくといふ、そういう基本的な考え方から、今回のよくな土地改良法が提案されるにあたつては、実際には一つ一つをとれば地域の問題かもしれないで、そして新しい法律によつて処理していくことになれば、これらの地帶といふものは立つていいかも達するといふような問題を解決しないで、それで新しく法律によつて処理していくことになれば、私はむしろこういう新たな土地改良法が出てくるときには、まずそういった他の機関、審議会と関連しておる問題を処理して、これはこう処理しろ、これはこう処理しろ、そこで全体としてはこういう形でいくのだ、こういう考え方方が当然なされてしかるべきだと思うのですが、その点はいかがなものでしよう。

いう性格の調査ではないと存するのをさいます。そこで問題は全国の九〇%のみならず、全国に網を張りまして、団体事業はどうあるべきか、ことに構造改善事業等も進行しておりますので、それらとの関係でどうあるべきかという角度での調査をいろいろやつておるわけでござります。したがつて私どもの考え方いたしましては事業量としては、いま四十年に限定されたこの事業量でなく、昭和五十年ころまでの事業量といらむのを一応網をかぶせて調査をいたしておるわけであります。その上に長期計画を組み立てたい、かように実態の問題といったとして存しておるわけであります。ただ特殊立法という制度がございまして、それからそれぞれの計画がございまして、またそれそれに審議会がございます。そういう私どもの全国に網をかけた調査もこの特殊立法にばらして、もう一ぺん組み立てやつたほうがいいというふうに整理をいたすか、あるいはそういうふうに全体的に整理するならば、特殊立法という形は必ずしもどちらで、特殊立法地域の事業といらものは、形においてそれそれが事業を取り上げなくてもいいという判断に立つか、その辺のところは関係の向きとそれぞれ今後打ち合わせをしたい、こういう趣旨でございまして、その急傾斜の事業いたしましても特殊土壤対策の事業にいたしましても、わが国の農地の全部に網をかぶせて全国的に十年間の事業量をとる。こういう実態にございます点は申し添えさせていただきたいと存じます。

いは無理ではないかといふ感じもあります。おつしやるとおりこの計画の中では、それらの特殊地帯を残しておくといふことではないことはよくわかります。ただ極端なところはそういうことになる可能性がある、そういう意味の御答弁で、やはり残る問題は從来どおりこういう特殊立法地帯、その審議会、それを残していくかどうかという問題、そうなった場合にいまの農政審議会——全国的な立場で考えていく農政審議会の結論あるいは審議の結果、それとこの特殊立法地帯、それぞれの持つておる審議会で意見が分かれることがあると思います。その場合にいずれが優先するのか、その調整はどうしていくか、あるいは全体計画の中でワクをはめられて、その中でしか特殊立法地帯の審議会は動けないと、ここになれば、それは一体どういったことになるのか、また今日までそういう特殊立法があつて、それから特殊な審議会があつて計画を立てた、しかし実際はその計画は予定どおりではなくて、ほとんど期待を裏切るような実績しか上がっていない。そういう審議会ならば、そういう特殊立法ならばこの際やめてしまつて、そして今度の土地改良法による大きなワークの中で、それらを今までのよくなテンポではなくてどんどん進めていくのか、いずれかその結論をこの際聞かせていただきたいわけです。それは過去十数年か、この土地改良法が改正されようとするときには、それについての態度がきまつていなかった。どうするかわからぬ。だといふことであれば、一体この点はだれに特殊立法は実施されまいりました。そしてその実績は御存じのとおりである。それならここでこれだけ抜本的な

林大臣に聞けばわかるのか、これは非常に大きい問題なんですね。私どもは非常に特殊立法の中には、単に生産性だけではなくて、それから後進地だけの問題ではなくて、急傾斜地帯の人たちはそのために特殊の病氣さえ起こしている。もっと人道的な社会保障の方の見地から見ていかなければならぬい、こうしたことまで考えておりました。一体これはだれに聞けばいまおねがいたような点は明確になるのか、どうなんでしょうね。うなんでしょうね。これは。
○丹羽(雅)政府委員 くどいようでございませんが、各種特殊立法を四十年まで延期してそろえて一応法案が国会に整理されました。したがつてこの特種立法を今後さらに継続するべきかどうか、この形においてさらに延長して事業を遂行すべきかどうかといふ問題は、ことに経過的に議員立法でありました関係もございまして、関係の方面と御相談をしてきめない以上は、農林大臣としても自分はこうするといふことはちよつと言いかねる性格の事柄と私は存する次第でござります。そこで、あえて特殊立法に限らず、昨日来北海道の開発計画のお話を出てまいりました。それから各種地域の開発の法律もござります。所得倍増計画の中間経過もござります。いろいろの御計画がそれぞれの分野にある。これらの無関係に土地改良長期計画といふものができるべき筋合いでないし、またくるべきでもない。それぞれの御意見を尊重しつつ、その総合の上に土地改良長期計画はつくるべきものといふのができるべき筋合いでないし、ま

うことは、先般來大臣も答弁いたしておる次第でござります。したがつて、おことばでございますが、かまこの時点でこの特殊立法地域における四十年度以降の扱いをきめなければ不十分ではないかという点は、もう少し長期計画の作成作業なり何なりと並行して検討を進めることで、その点はそれ以外にいまよつと、農林大臣が参りまして、これ以上のことを申し上げかねるのでなかろうかと私は存する次第でござります。

いまお考えになつておる土地改良を進めしていくに適当である、そういう一応の見通しはなければならないと思ひます。そうでなければ、何のために四年で切つて頭をそろえたのか、その意味がないわけです。これは非常に重要な問題なんです。団体のはとんどがそれがそれであるし、そして私は、このいま計画されておる土地改良が成功するかもしれない、それは一にかかつてこの特殊立法地帯の土地改良がどうなつていくかにあると言つても決して過言ではないと思います。そういう観点から、もう少しはつきり御答弁をいただきたい。しかしこれはいまここで申し上げてもできないことだと思いますから、相談しなければならない関係官庁があれば御相談をいただく。ただし地域総合開発とは意味が違うと思います。この特殊立法といふのは、主として土地改良がそのねらいなんですから、東北開発がどうだとか、あるいは四国の開発がどうだとか、あるいは所得倍増計画がどうだからどうだとかいうことではなくて、直接土地改良と一番つながりが深い、すべてが土地改良といつても過言ではないのですから、それらと比較することは私は当を得ないと思います。少しきびしい尋ね方をしましたけれども、このことについてはだれか聞いていただけのだろうと思いましたし、何か政府のほうで明確な御説明があると思っておりましたのが、一向ございません。もう法案も大詰めにきましたので、特にきょうお尋ねしたわけです。ひとつよく御協議願つて、明日なり安心のできるよう

○芳賀委員 昨日の政府の答弁の不明確な分について保留してあるわけでございますが、北海道開発の第二期長期計画の中における土地改良法との関連の土地改良事業、並びに農用地開発事業の八ヵ年計画の内容についてであります。が、農用地開発の計画内容については説明を受けたわけですが、土地改良事業のいわゆる八ヵ年で面積において六十万ヘクタールのこの内容は明らかにされておりませんので、この点をきょうは明確にしてもらいたいと思います。

○荒巻政府委員 昨日二期計画におきます土地改良の御説明が不十分でございまして申しわけございませんでした。ここで補足して御説明申し上げたいと思います。

二期開発計画におきまして約六千万ヘクタールの改良事業を実施するということになつておりますが、その内訳は、国営かんがい排水事業につきまして十二万四千ヘクタール、道営土地改良事業十一万ヘクタール、道営防災事業につきまして六千ヘクタール、道営諸土地改良事業につきまして三万一千ヘクタール、団体営土土地改良事業につきまして二十九万八千ヘクタール、非補助融資事業が二万七千ヘクタールと申し上げたわけでございます。

○芳賀委員 それで内容がわかつたわけですが、ここであわせて尋ねておき

たいことは、先般農林大臣の答弁によりますと、土地改良の長期計画は、政
府の考えとしては十カ年の長期計画で
いきたい。これは法律には出てきてい
ない問題ですから、調整は可能と思
いますが、北海道開発計画の場合には、
北海道は二年目ですから、四十年度か
ら土地改良の長期計画に入るとすれ
ば、北海道開発の八ヵ年計画の終わる
のは、ちょうど所得倍増計画の達成年
の昭和四十五年ということになる。そ
うするとたとえば土地改良が十ヵ年計
画でいくとすれば、六年目に北海道の
第一期計画は終わるということになる
わけですから、それらの問題は今後土
地改良法に基づいて、いま農地局長か
らもお話をありましたが、関連の法律
の長期計画もそれぞれあるわけですか
ら、これの計画の内容とか達成年の調
整は、どうしてもはからなければいけ
ないと思うわけです。そういう点につ
いてはこれはもちろん中心が農林省で
すから、農林省の意向が主体になるわ
けですが、そういう長期計画の相互間
の調整といふものをを考えた場合、必ず
しも十ヵ年計画でいかなければならぬ
とかいうものではないと思うのです
。たとえば治山治水の長期計画は十
ヵ年計画ですが、これは前期、後期そ
れぞれ五ヵ年計画でということで内容
が明らかになつておりますと、土地改
良が十ヵ年計画であつてもこれを区分
して、前後五ヵ年計画というのも策
定可能であるというふうにわれわれは
考えておるわけですが、この点は農林
省並びに開発庁の長期計画の調整に対
する考え方を参考までに述べてもらいたいと思います。

○丹羽(雅)政府委員 いま長期計画十四年を一応考えておるということは、先般大臣からも申し上げました正確度といふようなことを加味いたしまして、前期と後期に分けて整備することも必要ではなからうかということで、内々いろいろ議論をいたしております。ただ土地改良事業は御承知のように継続事業で、まだ五、六年かかる仕事が非常に多いのですから、先ほどのお話を伺にもからみますが、あまり短いと新規のほうがなかなか入りにくいという關係もございまして、できれば十年くらいのものを考えたい。それから今まで全くやつたことのない新しい仕事でござりますので、各都道府県知事あるいは関係各省とのお話し合いも初めての経験に相なるわけでござりますので、調整にあたつての基本的な考え方はどうかというお話をございますが、先般来大臣も申し上げていますとおり、いろいろの計画を尊重しつつ総合すると、いう形で、具体的に詰めていくことをいま検討をいたしておる段階でござります。まことに申しわけないのでございますが、それ以上ちょっと具体的に申し上げる内容を持つておらないわけでございます。

○芳賀委員 この機会にもう一点お尋ねしておきたいわけですが、農用地開発事業の特に草地改良事業については、現在は草地改良事業実施要綱に基づいて事業が進められておるわけです。この実施要綱は御承知のとおり三十七年五月二十五日の農林事務次官通達に基づいてこれが進められておるわけですが、実施の内容等については畜産局長が主管して進めるということになつておるわけです。この点は今回の土地改良法の改正に基づいて、これらの従来実施された草地開発事業あるいは開拓パイロット事業等についても、実施要綱に基づいて行なつておるわけですか、らして、これららの問題についての改正案との関連によって、今後どういうふうな適正な運用とか事業実施を行なつていくか、あるいは草地造成の指導とか管理方式等についても、たとえば農林省の内部においては、農地局あるいは畜産局等の担当の主管においてどういうふうに効率的に行なつていくか、これららの点についてはそれぞれ関係がありますので、畜産局、農地局あるいは北海道開発庁から考え方を述べてもらいたいと思うのです。

が土木にかかる部分は私のほうに相談をかけていたので、私のほうも意図を申し上げる形で進めていく。したがつて概略的に申しますれば、調査段階に入りました場合には、工事のうち土木にかかる部分が大規模になりますと、そのウェートが高いものでございますので、農地局が担当をいたすというふうに内部で取りきめをいたしております。小規模につきましては、すでにある畜産の実態に応じて、いわば一種の地元増反的的な草地の造成の面が強いものでござりますので、工事等も牧道、牧柵等の比較的軽微なものにならうかと思ひますので、これは畜産局で一貫して処理をする、こういうふうに内部で取りきめまして、三十九年度から——大規模は内地しかまだ実行しておりませんので、大規模の分の工事の実行面の予算は農地局に計上いたした、こういうことでございます。考え方としては草をつくるという物理的行為でなく、究極的に酪農として利用するという先決の問題がございますので、計画面は畜産局が責任を持ちかつ担当する、そういう体制で進みたい、かような実態でございます。

○**青山説明員** 昨日開発庁の長官から簡便な答弁があつたが、草地造成の場合には基本は農地局長が言われたとおり、家畜の飼料給源を開拓、確保するというところに目的があるわけですからして、畜産局が主体になつて基本計画を立てる場合も、たとえば所得倍増計画でありますから、その畜産の拡大に対応して国内の飼料資源といふものを置いて、畜産の長期的な増加目標といふものが一応目標としてできておるわけでありますから、その畜産の拡大に基準年に対しても、倍増計画によれば三倍の目標を持つておる。あるいは牛乳の生産等については五・七倍ということになつておるわけですから、現状においても家畜の濃厚飼料については六〇%程度が輸入に依存しておるという現状なわけです。これがさらに長期計画に基づいて拡大していくということになりますが、急速に飼料資源を開拓といいますか、国内における飼料の生産、確保の体制が必要になつてくるわけです。方法としては、既存の畑作を家畜の飼料に転換する方法も一つありますが、やはり未墾地あるいは草地の造成、改

良事業といふものは大きき役割りを果たすわけですから、こういふ基本計画を作成する農業局が中心になって策定する場合、何を目標にして計画を立てる、これらは農地局が基本調査をやるといつても見当がつかないと思うのです。だからもう少しはじめな内容的な答弁をしてもらわぬと、農地局長の言つたとおりでござりますでは済まぬと思うのです。その点について、この際明確にしておいていただきたい。

ら始まりまして、四十六年といふことを一応目標としておるわけでござりますが、その頭羽数をいうものを前提いたしまして、乳牛などにつきましては、一応七〇%というよくな自給率をもつておるわけですが、その頭羽数をいつの目標といたしましては、だんだん検討いたしまして詰めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 この改正が行なわれねば、昭和四十年度から長期計画を立てることになるので、まあ一年間かかるくらいの余裕はありますから、現において畜産局として、実施要綱は三十年に出されたわけでから、長期的な展望のものにどういうような方向に向かって草地の造成事業を進めていくかという、おおよその方針というものははあると思うのです。家畜の増加目標に対する応して、国内における飼料の自給度をどの程度に高めて、それを確保していくかということになると、一応の計算は出てくると思うのです。こういう占は法律審議の中で明らかにならぬと、単に土地改良法の中において、農用地開発事業、その中で草地造成をやるといつても、これは積極的に実行可能かどうかといふ不安が生ずるわけですから、その点ができるだけ数字があれば具体的に説明していただきたい。

○吉岡説明員 先ほど申し上げましたことと関連いたしますが、数字のこまかい点につきましてはこれから詰めるのでござりますが、畜産局といつてしましては、家畜改良増殖目標の数字といふものを前提といたしまして、自給率

とを考えていくわけでもない、それは場合、具体的に申し上げますと、二つの目標といったしましては、既墾地にきましては百万ヘクタール、未墾地につきましては、草地改良になりますが、これは五十万ヘクタール、そういうものを目標にしていま考ふるまではござります。
○芳賀委員 牧野法という法律があるので、これは林野庁が主管しているわけですか。
○吉岡説明員 牧野法は、所管をしりませんが、これは畜産局で事務を当しておるわけでございます。
○吉岡説明員 牧野法の関係と今回の地改良事業との制度上の関連、こうう点について政府としてどういう方をお持ちになつておられますか。
○吉岡説明員 牧野法におきます牧管理規程というのがござります。そからこれは、土地改良法のようになります。事業をやるために権利の調整なり事業手続を進める、そういうようなもののはございません。いまある牧野市を市町村が条例によつて管理するといふことでございまして、この新しい土地改め法が施行された場合に、これに抵触するとか、これに違反するとかいふような性質のものではない、そういうふうに考えておるわけでございます。
○芳賀委員 そうすると牧野法によるといふだけのものですか。牧野法に基づく牧野の改良とか、そういう点は当然必要なことになつてくると思うのです。単に消極的に管理するといふ

○吉岡説明員 これは牧野法の相の面と土地改良法の規制の面が違つてございまして、牧野法の対象とする牧野でございましても、土地改良法するという場合は、この土地改良法に基づきます一定の資格者がそれぞれ手続きをしてやる、そういうようにになります。それでございまして、この法律が施行された場合は、当然この新法の手続きによつて牧野法に基づく土地改良をなす、そういうようになるわけござります。

○芳賀委員 そうすると、牧野の改事業といふのがあるわけですが、それが牧野の改良事業といふものは、改正された土地改良法に基づく草地の改良といふは造成事業の対象として行なうべきことになるのですか。牧野改めは、牧野 자체の改良といふことで行なうのであれば、結局牧野と草地の定義問題にも触れると思ひますが、そちら点はどう考えますか。

○丹羽雅(政府委員) 私からお答えを申し上げますが、牧野法といふのがございまして、牧野といふ概念が牧野法出てまいるわけでございます。この野法は、地方公共体が牧野について理規程を作成しなければならぬ、そして牧野を適正に管理するという義務課している法律でござります。内容には、草刈りの制限とか、あまり家をたくさん入れないようなど、いろいろなと私ども存じております。

○芳賀委員 私がお尋ねしたのも、草地改良事業実施要綱は酪振法の必要に基づいて策定されておるのですが、そろのいわゆる草地の造成改良事業と、牧野の概念規定から出発する改良事業といふものは、これはやはり制度上統一されなければ、牧野の管理規程に基づくその対象の牧野なるものの改良事業をやる場合に、それは草地改良事業として今後は行なうことになるわけでしょうね。そうではないのですか。

